

独立行政法人造幣局の令和6年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の4の規定に基づく評価結果の事業計画並びに業務運営の改善への反映状況は以下のとおり。

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	<p>・造幣局は、国民生活の基盤となる貨幣を製造している行政執行法人であることを踏まえ、強固な内部統制が求められることから、不正行為等による重大事象が二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、内部統制の適正化、コンプライアンスの確保及びリスクマネジメントの強化等を行った上で、財務大臣の定める製造計画の確実な達成に向けて真摯に取り組む必要がある。</p>	<p>I-1-（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、管理者等による作業遂行状況の確実な把握等管理体制全般の徹底・強化に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収貨幣等の物品管理の徹底及び同様の事案の発生を未然に防止するため、作業手順や関係規程の見直しを行った。 ・回収貨幣開封作業担当専任の総括責任者を配置し、当該責任者が作業室での開封作業に常時立ち合い、補助者と管理業務を行うとともに、作業日誌の特記事項欄に作業の異常を詳細に記述することとした。 ・管理者が現場を巡視し日々の業務の遂行状況等を把握するとともに、総括責任者等の管理状況を確認し、記録を行うこととした。 ・各職員に対し、作業手順や関係規程の意義や目的を周知し理解させることで自分事化させ、遵守の徹底を促した。 	<p>I. 1.（1）財務大臣の定める製造計画の確実な達成</p> <p>③（前段省略）</p> <p>また、財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者等による作業遂行状況の確実な把握等管理体制全般の徹底・強化を図るとともに、万全の注意を払い、適切な管理及び確実な保管を行い、保管地金の亡失ゼロに向けて取り組みます。</p>
その他業務運営に関する重要事項		<p>VII-1-（1）内部統制に係る取組</p> <p>令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を受け、回収貨幣等の物品管理の</p>	<p>VII. 1.（1）内部統制に係る取組</p> <p>（前段省略）</p> <p>また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を</p>

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
		<p>徹底及び事故発生を未然防止するため、作業手順及び関係規程を見直し、必要に応じて改正した。</p> <p>また、内部統制の推進に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長主導の下、理事等の当局幹部や外部有識者などで構成された「再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会」を設置し、再発防止策等の進捗報告を行うとともに、人事配置の在り方やガバナンス強化策について、更なる検討を行っている。 ・ 内部監査等に従事する職員が、監査業務のスキルアップのため、外部セミナーを受講した。 ・ 各管理者は、定期的に現場を巡視し、作業手順や防犯機器の運用が規程どおり遵守されているか等を確認し、その結果を部支局長等へ報告した。なお、令和8年度では各部支局の取組状況を取りまとめ全局へ共有したうえで会議を行い、優良事例を横展開するべく取組を続けている。 ・ 改正した作業手順等の内部規程について、その定着状況を確認するため、本局による支局へのけん制機能強化の観点から、本局内部監査部門による広島支局への立入調査を実施した。その結果、内部規程は概ね遵守されていることを確認した。また、規程の解釈に一部誤解が生じるおそれがあることが分かった箇所については改正を行い、確実に遵守される体制を整備した。 	<p>踏まえ、当該事案の再発防止策の実施状況について、本局からのけん制機能を発揮すべく、内部監査等に従事する職員のレベルアップを図り、必要な確認・指摘等に取り組みます。</p>

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
		<p>Ⅶ－１－（２）コンプライアンスの確保 令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、コンプライアンスの徹底に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めてコンプライアンスの重要性を直接職員に伝えるため、各理事が担当課室を訪問し、職員との意見交換を実施した。 ・コンプライアンス意識の醸成を促すとともに、再発防止策に対する職員一人一人の当事者意識を喚起するため、本件事案を踏まえた内容を盛り込んだ外部専門家によるコンプライアンス研修及び階層別のコンプライアンス研修を実施した。 ・監察手法のレベルアップを図るため、財務省監察官と当局首席監察官所属職員との意見交換を行うとともに、職員の非行要因と身上把握法をテーマに財務省監察官による管理職向けの講話を実施した。 ・リスク・コンプライアンス委員会における審議を経て、チェック項目の追加等の見直しを行ったうえで、コンプライアンス意識調査を実施した。 ・デジタルサイネージやポスターを用いて、公益通報等の各種相談窓口について再周知を実施した。 	<p>Ⅶ. 1. (2) コンプライアンスの確保</p> <p>① (前段省略)</p> <p>また、職員による回収貨幣の不正な持出しという業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生したことを踏まえ、役員等幹部は積極的に各部支局（現場を含む。）を訪問し、現場職員を含む職員との意見交換等を行うことにより改めてコンプライアンスの重要性を直接職員に伝えること等に取り組みます。今後、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させないよう取り組むとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>(後段省略)</p> <p>② 令和7年度に発生した不正・不法行為等を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を主務大臣の求めに応じて報告します。</p>
		<p>Ⅶ－１－（３）リスクマネジメントの強化 令和7年7月に判明した当局職員による回収貨</p>	<p>Ⅶ. 1. (3) リスクマネジメントの強化</p> <p>① (前段省略)</p>

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
		<p>幣の持ち出し事案を踏まえ、リスクマネジメントの強化に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収貨幣等の物品管理の徹底及び同様の事案の発生を未然に防止するため、必要に応じて作業手順や関係規程の見直しを行った。 ・業務上取り扱っている物品が不正に持ち出されてしまうことをリスクとして見える化し、組織として認識できるよう、物品が持ち出されることへの対策としてどのようなことが実施されているかを整理した物品持出しリスク管理表の作成を開始した。 ・各管理者は、定期的に現場を訪問し、作業手順や防犯機器の運用が規程どおり遵守されているか等を確認し、その結果を部支局長等へ報告した。なお、令和8年度では各部支局の取組状況を取りまとめ全局へ共有したうえで会議を行い、優良事例を横展開するべく取組を続けている。 ・環境変化への感度を高める等の観点から、リスクの把握・評価等におけるトップダウンの要素を強化するため理事・部長等による議論を行うこととし、令和8年度においても定期的実施し、リスク・コンプライアンス委員会での議論に反映させることとしている。 ・令和7年度まで理事会で行っていたリスク状況の定期的な報告及びフォローアップについては、より活発な議論が行われるよう令和8年度 	<p>また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者は、現場の定期的な訪問と作業手順等の確認、防犯機器の運用体制の再点検を行い、部支局長等（重要な内容は部支局長等から役員）に報告することとし、役員・部支局長等は体制整備や必要な指導を行います。さらに、組織として管理すべきリスクについて、当該事案を踏まえ、リスクの評価の見直しを実施し、リスク低減対策について検討・実施するとともに、実施状況のフォローアップを行います。加えて、理事長が主導し、理事等の造幣局幹部や外部有識者（弁護士）等で構成された検討委員会を設置し、再発防止策等の進捗報告に加え、人事配置の在り方やガバナンス強化策の更なる検討を実施します。</p>

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
		<p>よりリスク・コンプライアンス委員会で行い、その議論内容を踏まえ、理事会において対策の方針決定を行うこととしている。</p>	
		<p>Ⅶ－2 人事管理 令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、定期的な身上把握等による業務上の規程等の順守状況の確認に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身上把握調書において、「規程及び手順書に基づき業務が適切に行われているか、また、業務上支障となり得る事項がないか」という項目を追加し、様式を見直した。令和8年度から新様式にて実施することとしている。 ・管理者向け研修について、従来の研修内容に業務上の課題や懸念事項等を把握するための聞き取り手法を取り入れた。令和8年度以降においても、同様の研修を年1回以上実施し、部下職員とのコミュニケーションの円滑化及び適切な意見や情報の把握に努めることとしている。 ・当局が将来にわたり健全かつ持続的に機能し続けるため、当局が策定した長期ビジョンの実現を人材面から支える中核的な指針として、人材の確保、育成、活用及び職場環境の整備に係る取組の方向性を示す「人財戦略に関する基本構想」の原案を作成した。また、同原案について理事会において議論を行い、令和8年6月の策 	<p>Ⅶ. 2. 人事管理 (前段省略) また、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、管理者は、定期的な身上把握等により、業務上の規程等の遵守状況の確認等に取り組むとともに、本局と支局間の人材交流による連携強化を図るといった組織力の強化に向けた検討を進めます。 (後段省略)</p>

評価項目	令和6年度評価における課題、改善事項	令和7年度業務運営の改善への反映状況	令和8年度事業計画への反映状況
		<p>定に向けて同構想の内容を確認・整理した。</p> <p>VII-5-(3) 職務意識の向上・組織の活性化 令和7年7月に判明した当局職員による回収貨幣の持ち出し事案を踏まえ、組織風土改革に向け、次のとおり再発防止策を速やかに講じ、確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長が組織風土改革に向けたメッセージを強力かつ継続的に発信した(令和7年7月、10月、令和8年1月)。 ・リスク・コンプライアンス委員会の外部委員である弁護士により、組織風土改革を主なテーマとした職員全体研修を実施した。 ・再発防止及び組織力強化等に関する検討委員会の取組及び検討状況について、全職員の理解を深めるため、当該委員会の事務局職員が現場事務所等を訪問し、説明を行う取組(キャラバン活動)を実施した。また、局内広報誌や局内掲示板を活用して、活動を紹介するページを作り、職員一人ひとりが興味を持てるようにした。 	<p>VII. 5. (3) 職務意識の向上・組織の活性化 (前段省略)</p> <p>さらに、職員が回収貨幣を不正に持ち出した事案を踏まえ、理事長が組織風土改革に向けたメッセージを強力かつ継続的に発信することを起点とし、職場内コミュニケーションの強化等様々な具体的施策を推進します。</p>